

請求書における押印等の省略 Q & A

問1 . すべての請求書で、押印省略できるのか。

答1 . 法令・条例等により押印が義務付けられているもの及び契約等で請求書に請求者の記名・押印を求めているものなどは、押印省略できません。

問2 . 今までどおり請求書に押印(印表示)することは可能ですか。

答2 . 請求書に代表者印を押印(印表示)し、提出(送付・送信)していただいて構いません。押印又は印表示のある請求書の場合、請求書の発行責任者及び発行担当者の氏名及び連絡先の記載は必要ありません。

問3 . 請求書のほか、見積書や納品書に押印(印表示)は必要か。

答3 . 見積書、納品書への押印(印表示)は省略可能です。

問4 . 契約書等(市と債権者双方が記名、押印している書面)に基づいて請求を行う債権(修繕料、委託料、工事請負費等)においても、請求者の押印は省略できるのか。

答4 . 国の示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」(内閣府。令和2年12月18日)では、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により、地方公共団体が契約につき、契約書を作成する場合には、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされています。このため、契約書等への押印は必要です。一方、請求書への押印については、当該契約書で請求書の記名押印を求めているもの以外の押印は省略可能です。

問5 . 請求者が支店や営業所である場合、支店名や営業所名の請求書への記載は必要か。

答5 . 記載が必要です。